

第3回

地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議

大学等連携推進法人を活用した地方大学改革 ～ 設置形態を超えたガバナンス連携の展開 ～



令和2年10月16日(金)

これまでの山梨県との連携実績(一部紹介)

□ 医療分野等での連携実績

- 医学科では**定員125名に対して地域枠35名**と、地域枠の占める割合が高い。充足率を満たさない大学が多い中、本学は**毎年100%を維持**することで、地域の医師確保や地域偏在の是正解消に貢献。
- 県内周産期医療体制の充足等を目的として“**地域周産期等医療学講座**(山梨県の寄附講座・H20年度～)”を医学部に設置。本学から常勤産科医を3名派遣するなど、体制を整備した結果、**都留市立病院が約11年ぶりに分娩を再開**(H30年度)。
- 医療資源を効率的に配置し、質の高い診療提供のための“**地域医療連携支援学講座**(山梨県の寄附講座・H23～H26年度)”や“**山梨県地域医療支援センター**”の運営を通じて**医師定着事業**を協力して展開。

□ 産業振興での連携実績

- 山梨県とも連携し、高度ワイン人材を養成する大学院カリキュラム“**ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム**”を開講(H26年度～)。
- 大学が持つノウハウを活用して、医療機器分野における設計開発技術者を養成する“**医療機器産業技術人材養成講座**※”を開講(H27年度～)。
- 山梨県が推進している水素・燃料電池産業分野での事業展開に向け、“**燃料電池関連製品開発人材養成講座**※”を開講(H28年度～)。

【※やまなし新産業構造対応雇用創造プロジェクト】

“**山梨大学・山梨県連携推進協議会**”を毎年開催し、
様々な分野での連携事業を実施(H15年度～)。

大学間連携の強化

○両大学で一般社団法人を設立

- 国立と公立という**設置形態の異なる大学が参画する全国初の組織**、“**(一社)大学アライアンスやまなし**”を設立(R1年12月18日)。
- 各種連携事業推進のため、両大学の連携事業に対して**一定のガバナンスを掛け、実行性を担保**。



山梨大学内に“(一社)大学アライアンスやまなし”の事務所を開設

これまでにない連携協力体制の構築

○山梨県と両大学の3者間で連携協定を締結

- 教育・研究等の実施を通じ、地域を支える人材育成やイノベーションの進展に寄与するとともに、地域の発展に資することを目的に3者間で協定を締結(R1年5月23日)。

(ポイント①)

- **山梨県が、両大学が行う取組み等に協力。**

(ポイント②)

- 両大学は、“**大学等連携推進法人制度**”の活用等を含めた連携を検討。

(ポイント③)

- **県内の他の高等教育機関等に波及させることを検討。**



○協定締結式(出席者)

中:長崎幸太郎 山梨県知事
右:島田 眞路 山梨大学学長
左:清水 一彦 山梨県立大学
理事長・学長

◎山梨県との関係が更に深化(信頼関係の構築)

- 知事の要請に基づく新型コロナウイルスの感染者受入れ。
- 大学敷地内にドライブスルーPCR検査場を設置。
- 新設された“**山梨政策評議会**”に両学長が委員として参画。



新たな連携事業への展開

○やまなし幼児教育センターの設置

- 幼児期の教育充実や保育士、教諭の資質向上を目指す“**やまなし幼児教育センター**”を**山梨大学内に新設**(R2年10月1日)。
- 関係機関と連携しながら、各種研修会の実施・幼児教育アドバイザーの派遣・幼児教育の現状や課題などに関する調査・研究にも取り組む。



山梨大学内に山梨県の機関である“やまなし幼児教育センター”を開設

山梨県立大学と山梨大学の連携事業構想 ～国公立大学のガバナンス連携による大学改革モデルの構築～

背景

●【社会からの要請拡大】地方大学の使命・役割の拡大

- 産業・医療・教育・子育て支援などの課題解決を図る人材養成が急務。
- イノベーションの創出など、地域の発展には地方大学の役割が大きい。
- With コロナ及びAfter コロナへの対応においても、大学間連携が重要。

密接な関係

●【山梨県が抱える課題】進学・就職を契機とした深刻な人口減少

- 推計人口が37年ぶりに80万人台に減少(2020年3月1日)
- 将来18歳人口(2031年)は、22.4%減(対2019年比)の6,273人と予想
- 2019年の地元大学進学率は、26.6%と低下(2010年:27.8%)

● 地域・大学間連携を核とした大学改革の推進

- 地理的要件、開設学問分野、運営基盤等を考慮し、大学間連携による相互補完が最善と判断(独自性・独立性を堅持・Win-Winの関係構築)
- 連携事業の推進を通じた大学改革を実現し、経営基盤を強化。
- 文理融合など多様な教育を展開できる大学に“シフト・チェンジ”。
- 大学間連携による事業の成果を地域に還元することで、地方創生・地域活性への貢献や県内高等教育の基盤強化に貢献。



設置形態が異なるガバナンス連携による大学改革の実現

- “大学等連携推進法人制度”の活用など、山梨県内の大学・研究機関等との連携を推進。
単独では成し得ない連携事業を展開し、大学の機能強化を実現する！
- 地域の大学間連携の中核を担い、両大学の資源・人材を地域高等教育全体のために活用し、
県内高等教育の強力な基盤を構築する！
- 山梨県とも連携して“地域連携プラットフォーム”を構築し、積極的に“山梨県の高等教育政策”に関与する！

まずは、両大学の設置形態を超えたガバナンス連携を強化！

実績

地域・大学等との多様な連携実績

＝ 山梨県と両大学の3者間で連携協力協定を締結
(一社)大学アライアンスやまなしの設立・活動

強化

連携による多様な教育機会の拡大

＝ 大学等連携推進法人の特例措置の活用等による強化
...etc.

発展

県内の大学間連携の中核を形成

＝ 関係機関と連携した地域連携プラットフォームの構築



(一社)大学アライアンスやまなし

運営体制

代 表：島田 山梨大学学長

副代表：清水 山梨県立大学学長



理 事 会

業務執行の決定等
【大学関係者・外部識者で構成】
(理事12名・監事2名)



山梨県の現職幹部が
理事として参画

監 事

理事の職務執行を監査

総 会

重要事項の決議
【参加法人(社員)の代表で構成】
(2法人の代表:学長・理事長)



理事会傘下の委員会

教育の質保証委員会

連携事業実施委員会

大学等連携推進評議会

業務の実施状況を評価
【各界の有識者から構成(第3者機関)】
(自治体・産業界・有識者・大学OB等11名)

R2年10月設置予定

具体的な連携事業を検討

教養教育WG

看護教育WG

幼児教育WG

教職課程WG

社会科学
地域貢献WG

管理運営WG

設立時社員として両法人(大学)が参画。



山梨大学
UNIVERSITY OF YAMANASHI
地域の中核 世界の人材



公立大学法人

山梨県立大学
Yamanashi Prefectural University

設立した一般社団法人の下で、一定のガバナンスを掛けて、**連携事業を確実に実施(実行性を担保)**
→ 両大学が拠出する運営資金等を原資として、予算配分を行いつつ、**スピード感を持って連携事業を展開!**

R1年12月設立

一般社団法人
大学アライアンスやまなし

令和2年度の実施事業
(予定含む)

一定の**ガバナンス**を掛ける

①【教養教育分野】

- ・ 合同集中講義(フューチャーサーチ・山梨学)の開設
- ・ 合同特別講習会やFD研修会の開催
- ・ 数理・データサイエンス教育の開講(山梨大学)
- ・ **令和3年度前期からの“連携開設科目”開講**に向けた大学間の調整・・・ etc.



②【幼児教育分野】

- ・ “やまなし幼児教育センター”の運営及び事業協力
- ・ 保育士及び幼稚園教諭の研修制度の見直し など
- ・ **令和3年度から実施する教育分野での連携事業の検討**
- ・ 山梨県の幼児教育に関する課題と解決に向けた方策の検討・・・ etc.



③【教員養成分野】

- ・ 教職課程科目の共同開設に係る現状分析
- ・ 免許状更新講習の共同実施など連携事業に向けた検討
- ・ 教職課程科目の共同開設(“**連携開設科目**”)に向けた検討
- ・ 学習ボランティアの共同実施等、教員養成に係る事業の検討・・・ etc.



④【看護教育分野】

- ・ 看護教諭免許状課程における専門科目の相互提供
- ・ 共通・専門科目(修士課程)で**単位互換(11科目)を実施**
- ・ 大学院授業の共同開設(“**連携開設科目**”)に向けた検討



・・・ etc.

⑤【社会科学分野】

- ・ **大学間連携の枠組みでの新規専門科目の開設**
- 山梨大学大学院(生命環境学専攻)に**2科目を開設**
- ・ 11月に大学改革シンポジウムを開催(後援:山梨県)



⑥【管理運営分野】

- ・ 就職支援事業や合同職員研修の共同実施
- ・ 図書館及び教育施設の共同利用
- ・ **物品等の共同調達・契約(覚書を締結)**
- **電気の共同調達を既に実施(両大学で約2,250万円の経費節減)**
- ・ 職員、学生寄宿舍(留学生宿舍含む)などの共同利用
- ・ **事務系職員(常勤職員)の人事交流**(令和2年10月:双方から1名で実施)

① 教養教育の一か所集中開講(教育資源の相互提供・大学等連携推進法人の特例措置)

- 大学等連携推進法人の認定を受けると、教学上の特定措置により、参画する大学は“**連携開設科目**”の開講が可能となる。
→ “**連携開設科目**”に認められると、例えば山梨大学が開設する当該科目を山梨県立大学の学生が履修した場合、30単位を上限に卒業単位とすることができる(学士課程の場合)。
- まずは強み(山梨県立大学:文系・山梨大学:理系)を活かした相互補完や“数理・データサイエンス・AI教育”など社会ニーズに対応した教養教育を展開。将来的には、“**連携開設科目**”の充実により、“**教養教育科目の共同化(一か所集中開講)**”を目指す！
- With / Afterコロナを見据え、“**ハイブリット授業(対面授業とオンライン授業の組合せ)**”など、新たな授業方法を積極的に導入！



② 山梨大学教職大学院に幼児教育の専門コースを設置(人材養成の高度化)

- 山梨県立大学は保育士、山梨大学は幼稚園教諭の養成機能を担っていることから、両大学の連携強化により、幼保一体化など、育児サービスの多様化や幼児教育に係る諸課題に柔軟かつ適切な対応できる専門人材の養成が可能となる。
- 相互の専門科目への学生参加や授業科目の共同開設(“**連携開設科目**”)、子育て支援施設での実践活動などの取組から開始。連携実績を重ねることで、将来的には**山梨大学教職大学院に幼児教育に特化した専門コース(幼稚園教諭専修免許)を設置し、共同運営**を行う！
→ “やまなし幼児教育センター”とも連携し、山梨の幼児教育の更なる発展に両大学が積極的に支援を行う！



③ 教職課程の共同設置(大学等連携推進法人の特例措置)

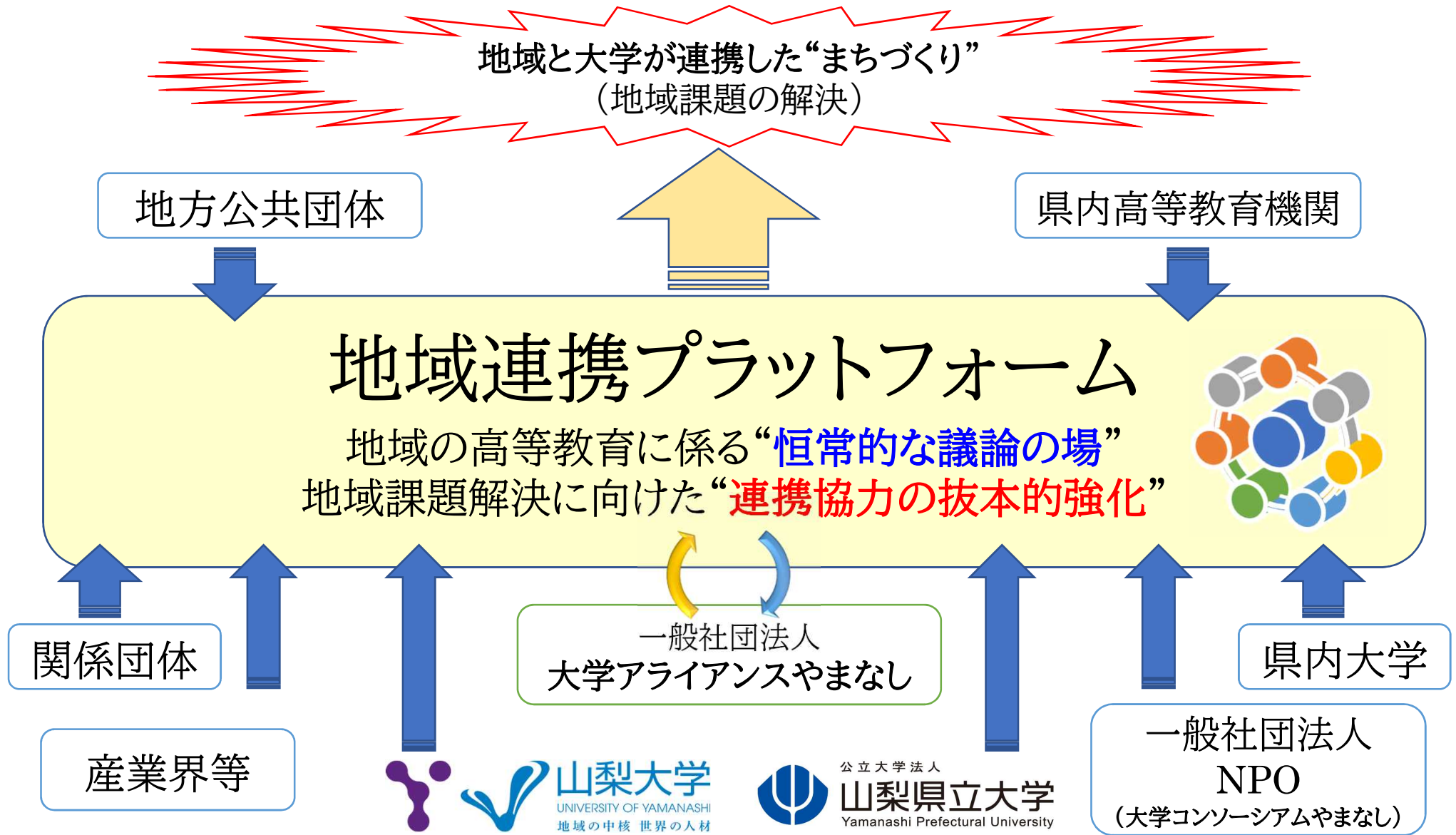
- 大学等連携推進法人の特例措置として、“**連携開設科目**”を活用することで、参加大学間で“**教職課程の共同設置**”が可能となる。
→ これまで、単独で運営していた教職課程(教員免許)について、山梨大学と教育資源を共有することで、共同運営が可能となり、各々の負担を増やすことなく、**学生ニーズに対応できる教員養成機能を維持・拡大**することができる。
- 初等中等教育分科会でも、大学等連携推進法人の枠組みを活用し、“授業科目や専任教員を合わせる”ことにより、共同の教職課程の設置について検討していることから、審議状況を踏まえつつ、**山梨県の教員養成の強化に向け体制を構築**する！
- 急速に需要が高まっている“**オンライン授業**”や“**ICTを活用した指導法**”など、社会ニーズに対応した科目を“**連携開設科目**”として整備！



④ 高度人材養成機能の強化(共同教育課程の設置・リカレント教育の提供)

- 両大学は共に、看護分野や観光分野(専門コース)を有しており、連携強化による相乗効果が期待できる。今後、連携実績を重ね、将来的には**共同教育課程の設置や特別教育プログラムなど、両大学教員が参画する教育事業を展開**し、地域の人材養成機能の中核を担う。
- 学生を対象とした教育に限定することなく、**社会ニーズに対応したリカレント教育の提供**や**地域社会を支える人材のスキルアップ講座の実施**など、大学間連携の枠組みを活用することで、**多様な教育機会を確保**し、地域創生に資する人材を養成する！





両大学の連携実績を積重ねることで、対象となる分野・範囲を徐々に拡大
連携の枠組みを拡大し、“まちづくり”の課題解決に向けた取組を共同で実施